

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示するとともに、当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供する。

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により縦覧期間満了の日までに阪南市長に意見書を提出することができる。

令和2年12月28日

阪南市長 水野 謙二

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称
阪南市自然田1495-1 他
（仮称）ドラッグコスモス自然田店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年8月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,523平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数
敷地西側及び全体収容台数93台（うち小売店舗用59台、従業員等用34台）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側及び45台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側及び32平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南西側7.8立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9時00分
閉店時刻 午後 8時50分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分 から 午後9時00分 まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所（うち入庫専用1箇所及び出庫専用1箇所）及び敷地西側（市道尾崎自然田線から入出庫）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分 から 午後9時00分 まで

- 2 届出年月日
令和2年12月11日

- 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和2年12月28日から令和3年4月27日まで
 - (2) 縦覧の場所
阪南市尾崎町35番地の1
阪南市役所市民部まちの活力創造課

- 4 意見書の提出先
〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1
TEL (072)471-5678
阪南市役所市民部まちの活力創造課